



基準内賃金の3.15ヶ月分 12月3日までに支払うこと

2019年度年末手当の支払いに関する申し入れ

当社の経営状況は、2020年3月期についても、第2四半期までの間、好調な業績を重ね上げてきた。『変革2027』を本格的にスタートさせ、多くの課題を乗り越えるべく議論しながら、将来に向けようと努力してきた結果である。本年度、令和元年是まさに「変革への歩み」を本格的に始動した年と言える。しかし、近年は大きな自然災害がその頻度を増し、当社にとっても甚大な被害がもたらされた。特に、台風被害による経営に与えた影響は甚大である。今、私たちは労働組合として、こうした危機を乗り越える術を会社とともに考えることが重要だと考える。当社の第二の出発点となった2011年の東日本大震災では、社員は一丸となってその危機を乗り越えるべく努力し、しっかりと公共事業としての責任を果たすことができた。

こうした状況を踏まえて、今期年末手当の要求にあたっては、社員・家族の幸福の実現に向けることは基より、懸命に災害復旧に努める組合員の努力に報いること、そして、さらなる安全対策、災害対策に万全を期すことを求めるものとし、「申第4号」で以下の申し入れをした。

1. 2019年度年末手当は、基準内賃金の3.15ヶ月分を12月3日までに支払うこと
2. 自然災害を含めた安全対策及び、グループ会社に対する安全対策に万全を期すこと
3. サービス・人材育成に更なる投資を行うこと
4. 成績率の適用については、公平・公正に行うこと